

不正軽油 断固拒否!!

不正軽油は 作らない 使わない 売らない 買わない



**不正軽油は
犯罪です。**

不正軽油は悪質な脱税行為です。
公正な市場競争を阻害し、
環境汚染の原因にもなります。



地 方 税 共 同 機 構

不正軽油断固拒否!!

不正軽油に関わる人はすべて罰せられます!

不正軽油の製造、販売、使用はもちろん、不正軽油に使用されることを知りながら材料を提供・運搬した人、不正軽油を製造する場所を提供した人なども重い罰則が適用されます。

不正軽油とは…主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。

不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害し、環境汚染の原因にもなっています。



燃料油の種類



不正軽油(製造)の主なパターン



軽油引取税を脱税すると

軽油引取税を脱税すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。

なお、**脱税額が1,000万円を超える場合は、脱税額相当の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の41)



不正軽油を製造すると

知事による製造の承認を受けずに軽油を製造すると、**10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**が科されます。さらに製造した法人には**3億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



不正軽油を製造する者に 原材料等を提供・運搬すると

不正軽油の製造に使われることを知って原材料(灯油等)・薬品・資金・土地・建物・車両・機械等を提供・運搬すると、**7年以下の懲役、700万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**2億円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の33)



不正軽油を 運搬・保管・購入・販売すると

不正軽油と知って運搬・保管・購入・販売すると、**3年以下の懲役、300万円以下の罰金**が科されます。さらに法人には**1億円以下の罰金**が科されます。

(地方税法第144条の33)



検査を拒否すると

帳簿書類等の調査や採油、質問などを正当な理由なく拒否すると、**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**が科されます。(地方税法第144条の12)



**不正軽油の製造に関与した人も
納税義務を負う場合があります。**

(地方税法第144条の4)

不審な業者や施設などの情報もぜひお寄せください!

- 市価に比べて異常に価格が安い。 ●廃工場や空き倉庫などから油臭、刺激臭がする。
- 夜間や早朝に不審なタンクローリーの出入りが多い。 ●不審な業者から、燃料の売り込みがある。

詳しくは、都道府県の税務担当課、または担当事務所にお問い合わせください。